

# 契 約 書 (案)

広島市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは発注者の施設内に受注者が設置するレンタル方式による床頭台、テレビ、冷蔵庫、ランドリーシステム、カード販売機、カード精算機、イヤホン販売機及びこれらに付帯する機器（以下「レンタルシステム」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（設置場所及び物件の表示）

第1条 レンタルシステムの設置場所及び内容は次のとおりとし、発注者は受注者に対しこの設置を承認する。

- (1) 設置場所 広島市医師会運営・安芸市民病院（広島市安芸区畑賀二丁目14番1号）
- (2) 対象機器 仕様書のとおりとする。
- (3) 受注者は、機器の設置にあたり、良好に機能するよう関連設備を整備するものとする。

2 受注者は、レンタルシステムの設置及び運営にあたっては、広島市医師会運営・安芸市民病院テレビ等レンタルシステム設置運営事業に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）に基づき発注者に提出した提案書及びプロポーザル説明書に提示した仕様書の内容を誠実に履行しなければならない。

（レンタルシステムの所有権）

第2条 レンタルシステムの所有権は、受注者に帰属する。

（機器の管理）

第3条 発注者は、本契約により設置した機器を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

（機器の維持及び補修）

第4条 機器の維持及び補修は、受注者の責任において行うものとし、レンタルシステムの管理運営上必要なサービスも同様とする。

（機器の移動及び変更）

第5条 発注者又は受注者が第1条に定める設置場所若しくは機種を変更し、又は台数を増減しようとするときは、事前に当該契約当事者の承認を得るものとする。

（利用料金及び諸費用の負担）

第6条 レンタルシステムの利用料金は、次のとおりとする。

機 器		金 額	
カード式	テレビ	1時間当たり	円
	洗濯機	1行程（洗い・すすぎ・脱水）当たり	円
	乾燥機	30分当たり	円
	イヤホン販売機	1個当たり	円
日額制	テレビ・冷蔵庫	1日当たり	円

2 レンタルシステムの売上金は受注者に帰属するものとし、受注者はその売上金を発注者又は発注者の指定する者の立会いのもとで回収する。

3 前項の売上金からカード精算金額を控除した金額を収益金とし、受注者は、収益金の内0000円（応募者提案額）を管理経費（電気料金、水道料金を含む。）として発注者に支払うものとする。

4 機器の補修及び管理運営にかかる費用及び盗難による損害は、受注者の負担とする。ただし、利用者による明らかな不注意、もしくは故意にて発生した補修はこの限りでない。

（物価変動等に基づく利用料金の変更）

第7条 日本国内における物価水準又は消費税及び地方消費税の変動により利用料金が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、利用料金の変更を請求することができる。

2 前項の場合において、利用料金の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。

（契約の解除）

第8条 発注者は、受注者がこの契約に従わないときは、契約を解除することができる。その際、受注者は、違約金を請求することはできない。

2 受注者は、前項の規定による本契約の解除により損害を被ることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

（契約期間）

第9条 契約期間は、契約日から令和16年3月31日まで。

（管轄裁判所）

第10条 この契約による当事者間の紛争に係る管轄裁判所は、広島地方裁判所とする。

（その他）

第11条 本契約に定めのない事項又は著しい状況の変化のため、本契約によりがたい事情が生じたときは、その都度発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長 松 井 一 實

受注者